

情報提供日	2019年(平成31年)1月11日
問い合わせ先	明石市議会議会局議事課(杉町) 078-918-5060(直通)内線2340

報道機関 各位

明石市議会における災害発生時の 対応要領と議員行動マニュアルを制定しました

このたび明石市議会では、下記のとおり本市において災害が発生したときの市議会及び市議会議員の対応等を定めた「明石市議会における災害発生時の対応要領」と「明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル」を制定し、兵庫県南部地震が発生した1月17日(ひょうご安全の日)にあわせて運用を開始することとしました。議会として一元的に市と情報交換を行い、市と円滑な情報の共有を図ることなどにより、市民生活の迅速な復旧・復興に努めます。

記

1 明石市議会における災害発生時の対応要領

○連絡会議の設置

議長は、災害の発生等により明石市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)が設置された場合、連携して災害対応に協力・支援するため、必要に応じて、明石市議会災害対応連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置します。

連絡会議は、市対策本部からの情報を議員に提供するほか、議員からの災害情報を収集・整理して市対策本部に提供します。

○議員の役割

議員は自らの安否、居所等を連絡会議に報告し、連絡体制の確立に協力します。また、必要に応じて連絡会議へ市内各所の被災状況を報告するとともに、連絡会議からも情報提供を受け、地域の災害対応に資することとしています。

2 明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル

1の対応要領で定める議員の役割を果たすための行動及び役割を、災害発生初動期・中期・後期に分けて具体的に示しています。必要に応じて、地域の防災組織などが行う活動への協力・支援や、市民への災害情報の提供を行うこととしています。

3 運用開始日

平成31年1月17日(ひょうご安全の日)

4 その他

上記の対応要領及びマニュアルの前提となる基本理念を「明石市議会基本条例」に新たに規定するため、同条例の改正を平成31年第1回定例会3月議会にて行う予定です。

以上

明石市議会における災害発生時の対応要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市において災害が発生したときの明石市議会及び明石市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、議員が災害の発生時に明石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して適切かつ迅速な対応を図れるようにし、もって市民生活の平穩の確保を図り、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 この要領において災害とは、市対策本部の設置に該当する災害で、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。

(連絡会議の設置)

第3条 明石市議会議長（以下「議長」という。）は、災害の発生等により市対策本部が設置された場合において、これと連携し災害対応に協力、支援等を行うため必要と認めるときは、明石市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

2 議長は、連絡会議を設置したときは、速やかに各議員及び関係者にこれを周知するものとする。

(連絡会議の構成)

第4条 連絡会議は、議長、明石市議会副議長（以下「副議長」という。）及び会派交渉権を有する会派の代表者をもって構成する。

2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会派交渉権を有する会派の代表者に事故があるときは、その所属する会派から代理する者が参加する。

(連絡会議の会議)

第5条 連絡会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて、連絡会議の構成員以外の議員の出席を求めることができる。

3 議長は、連絡会議の会議を開いたときは、その要旨を記録するように努めるものとする。

4 連絡会議の庶務は、明石市議会議会局（以下「議会局」という。）において処理する。

(連絡会議の任務)

第6条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否確認に関すること。

(2) 市対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。

(3) 議員から災害情報を収集・整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の役割)

第7条 連絡会議が設置されたときの議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否、居所及び連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制の確立に協力すること。
- (2) 連絡会議から情報提供を受け、地域の災害対応に資すること。
- (3) 被災地、避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

2 議員は、災害初期においては、市長ができる限り災害対応に専念できるよう、災害対応に関する市長への要望は、緊急の場合を除き、連絡会議を通して行うものとする。

(議会局の役割)

第8条 連絡会議が設置されたときの議会局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、連絡会議に情報提供すること。
- (2) 議会局職員は、連絡会議の事務に従事すること。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月17日から施行する。

明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、明石市議会における災害発生時の対応要領（以下「要領」という。）に定めた明石市議会議員（以下「議員」という。）の具体的な活動及び役割に関する行動マニュアルであり、議員はこのマニュアルに基づき、災害発生時の災害対応を行うものである。

第2 行動基準

1 初動期（発災から概ね24時間以内）

(1) 会議（本会議・委員会）開催中の場合

① 具体的対応

ア 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

イ 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所で待機する。安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

ウ 連絡会議への参加

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、同会議に参加する。

エ 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

オ 災害時の活動への協力・支援

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

(2) 会議（本会議、委員会）閉会中の場合

① 具体的対応

ア 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、自らの安否、居所及び連絡場所を連絡会議に報告し、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

イ 連絡会議への参集

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

ウ 地域の被災状況等の把握・情報提供

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

エ 災害時の活動への協力・支援

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

2 中期（発災から概ね2～7日）

(1) 具体的対応

① 地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。なお、救助・救命に係る情報は消防局に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

② 災害時の活動への協力・支援（初動期から継続）

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

③ 市民への情報提供

災害情報を、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

④ 連絡会議への参集（初動期から継続）

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

3 後期（発災から概ね8日以降）

(1) 具体的対応

① 地域の被災状況の把握・情報提供（初動期から継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を連絡会議に提供する。

② 災害時の活動への協力・支援（初動期から継続）

必要に応じて、地域の防災組織などが行う災害時の活動に協力・支援を行う。

③ 市民への情報提供（中期から継続）

連絡会議から得た災害情報を、掲示板への掲出や市議会ホームページを通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に提供する。

④ 連絡会議への参集（初動期から継続）

連絡会議の構成員は、同会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、同会議に参集する。

第3 行動時の留意事項

- 1 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、このマニュアルよりも優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- 2 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、食料、飲料水等を携帯して行動すること。
- 3 このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議で協議のうえ決定する。